

大垣市税条例の一部改正について

令和3年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、大垣市税条例の一部改正を行うもの。

1 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

① 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

【第17条第3項、第25条、附則第4条の4第1項】

個人市民税均等割・所得割の非課税限度額及び個人市民税均等割の条例軽減について、30歳以上70歳未満の国外居住親族を扶養控除の適用対象外とするもの。ただし、次の者は扶養控除の適用対象とする。

- 1) 留学ビザのコピーを提出した者
- 2) 障害者控除を受けている者
- 3) 送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者

② 寄附金税額控除の範囲の見直し

【第26条の8第1項】

独立行政法人や特別法により設立された、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するもの。

③ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例

【附則第5条】

医師の処方箋が不要な薬局、薬店等で購入できる、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、その適用期限を5年延長するもの。

2 施行期日

項目		施行期日
個人市民税関係	1(1)①	非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し 令和6年1月1日
	1(1)②	寄附金税額控除の範囲の見直し 令和4年1月1日
	1(1)③	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例 令和4年1月1日